

# 富山県民会館 利用料金の減免・割引一覧

令和3年4月1日現在

施設	減免・割引項目(※1)	減免・割引率(※2)	その他の条件	提出いただく書類(※3)
ホール	減免 学校等が主催する文化芸術に関する行事【本公演あり】 ・満18歳以下の子供 ・満65歳以上の高齢者 ・障害者 いずれかの方が出演(参加)	施設利用料金×30% (附属設備は除く)	・県(県教委)の後援または共催事業であること	・県(県教委)の後援または共催承認書[写] ・減免申請書
	減免 空き日を活用した文化芸術に関する行事【本公演あり】 利用日前3ヶ月以内の申込み	施設利用料金×50% (附属設備は除く)	・県(県教委)の後援または共催事業であること	・県(県教委)の後援または共催承認書[写] ・減免申請書
	減免 空き日を活用した練習などの文化芸術に関する活動 利用日前2ヶ月以内の申込み	施設利用料金×70% 附属設備料金×50%		・減免申請書
	割引 冬期(1月～2月)のご利用	施設利用料金×30% (附属設備は除く)		(不要)
展示室	減免 空き日を活用した文化芸術に関する活動 利用日前3ヶ月以内の申込み	施設利用料金×50% (附属設備は除く)		・減免申請書
	割引 冬期(1月～2月)のご利用	施設利用料金×50% (附属設備は除く)		(不要)
	割引 一部を利用(区画利用)	施設利用料金×(利用区画/7区画)	・4/7区画までの利用に対して適用する(5/7区画以上は全室利用扱い)	(不要)
美術館	減免 空き日を活用した文化芸術に関する活動 利用日前3ヶ月以内の申込み	施設利用料金×50% (附属設備は除く)		・減免申請書
	割引 お盆時期(8/13～16)のご利用	施設利用料金×30% (附属設備は除く)		(不要)
ギャラリー	減免 空き日を活用した文化芸術に関する活動 利用日前3ヶ月以内の申込み	施設利用料金×50% (附属設備は除く)	・会議利用には適用しない ・展示利用のときは営利的の場合でも適用する	・減免申請書
	割引 冬期(1月～2月)のご利用	施設利用料金×50% (附属設備は除く)	・会議利用も適用する	(不要)
会議室 茶室 邦舞室 練習室	減免 文化教室 (年間24回以上のご利用)	施設利用料金×10% (附属設備は除く)	・文化教室の開講に関する諸条件については別途案内	・減免申請書
306号室 402号室 703号室	割引 大会議室との併用 (301・302・401・611・701号室のうち、1室以上と併用)	施設利用料金×50% (附属設備は除く)	・割引対象が複数の場合、適用は1室のみ(最も料金の高い会議室に適用) ・304号室と併用する場合は割引不可	(不要)
305号室	割引 304号室との併用	施設利用料金×50% (附属設備は除く)	・304号室と併用する場合のみ適用(他の会議室と併用する場合は割引不可)	(不要)
401号室 茶室 邦舞室	割引 夜間利用(18～22時)	施設利用料金×50% (附属設備は除く)		(不要)
会議室 茶室 邦舞室	割引 ゴールデンウィーク利用	施設利用料金×50% (附属設備は除く)	・期間は年度毎に異なる	(不要)

(※1) 原則として、各項目の併用利用はできません。

(※2) 9～22時以外の時間に対して [減免…適用する 割引…適用しない]

(※3) 減免を受けるときは、申請書を必ず提出してください。

・利用料金減免申請書の様式は、当館ホームページ(<https://www.bunka-toyama.jp/kenminkaikan/download/index.html>)からダウンロードできます。

・その他不明等詳細につきましては、当館受付(TEL:076-432-3111 e-mail:service@kenminkaikan.com)までお問合せください。